

指定医療等

- ◆ 保険医療機関
- ◆ 生活保護法指定医療機関
- ◆ 労災指定医療機関
- ◆ 被爆者一般疾病指定医療機関
- ◆ 難病医療費助成指定医療機関
- ◆ 身体障害者福祉法指定医

当院で満たす施設基準及び加算について

夜間早朝等加算	50 点
電子的診療情報連携体制整備加算2（初診）	9 点
電子的診療情報連携体制整備加算2（再診）	2 点
物価対応料（初診）	2 点
物価対応料（再診）	2 点
運動器リハビリテーション（Ⅰ）	185 点
運動器リハビリテーション（Ⅲ）	85 点
処方箋料	60 点
一般名処方 1. 2 品目以上	8 点
一般名処方 2. 1 品目	6 点
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（初診）	23 点
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅰ（再診）	6 点
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2（初診）	24 点
外来・在宅ベースアップ評価料Ⅱ 2（再診）	3 点
二次性骨折予防継続管理料 3	500 点
小児運動器疾患指導管理料	250 点



夜間早朝等加算について

診療時間内であっても、下記の時間帯に受付された場合は、
初診料もしくは再診料に 50 点を加算させていただきます。

平日 18 時以降に受付された方
土曜 12 時以降に受付された方

負担割合	負担金
3 割	150 円
2 割	100 円
1 割	50 円

該当時間に受付されたすべての方が対象となります。

電子的診療情報連携体制整備加算について

当院は、質の高い医療を提供するため、医療デジタルトランスフォーメーション（DX）を推進し、以下の体制を整えています。

- ・オンライン資格確認について
マイナ保険証（マイナンバーカード）の利用や健康保険証の情報を利用した、オンライン資格確認システムを導入しています。
- ・電子処方箋の発行について
電子処方箋を発行できる体制を整えており、お薬の重複投与や併用禁忌（飲み合わせの悪い薬）の確認などより安全な処方に努めています。
- ・診療情報の活用について
患者様から同意をいただいた場合、他の医療機関で受診された際の情報を確認・活用し、より適切で一貫性のある質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いします。

物価対応料について

近年のエネルギー価格や物価、医療材料費等の高騰に伴い、医療機関の安定的な運営と質の高い医療を継続して提供するため、令和 8 年（2026 年）6 月の診療報酬改定において「外来物価対応料」が新設されました。

当院では、外来を受診される患者様を対象に、以下の通り所定の費用を加算させていただきます。



運動器リハビリテーション料について

当院では、運動器リハビリテーションⅠの施設基準を満たしています。
理学療法士によるリハビリテーション、物理療法を用いたリハビリテーションを実施しています。

当院でのお薬の処方について

当院では、お薬の商品名を指定せず、有効成分の名称（一般名）により処方箋を交付することがあります。
有効成分の名称（一般名）により処方箋を交付することにより、医薬品の供給が不安定な状況でも、
円滑にお薬が受け取れます。
また、同じ成分であれば、薬価が低い商品を調剤することが可能となり、医療費の軽減にもつながります。

後発医薬品のある先発医薬品(長期収載品)の選定療養について

後発医薬品とは、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
後発医薬品があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金を調剤薬局さんでお支払いいただきます。
通常を1～3割の患者さま負担に加え、先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金（＋消費税）をお支払いいただきます。
後発医薬品の積極的なご利用をお願いいたします。

ベースアップ評価料について

当院では、医療現場で働くスタッフの賃上げを実施するため、ベースアップ評価料を算定しております。
このベースアップ評価料による診療費の上乗せ分は、スタッフの賃上げに全て充てられます。
ご理解くださいますようお願いいたします。

二次性骨折予防継続管理料について

当院では、大腿骨骨折を経験された患者様に対し、再び骨折してしまうこと（二次性骨折）を予防するための専門的な骨粗鬆症（こつそしょうしょう）治療および継続的な管理を行っています。

厚生労働省が定める施設基準を満たし、以下の体制で診療を行っています。

・継続的な骨粗鬆症の治療と評価

ガイドラインに基づき、骨密度測定や血液検査等による定期的な評価を行い、患者様一人ひとりに適したお薬の処方や治療を行います。

・多職種連携によるサポート

医師、看護師、理学療法士、近隣の薬剤師等のスタッフが連携し、お薬の継続的な服用へのサポートや、転倒を予防するためのリハビリテーション指導などを総合的に実施しています。

骨折を未然に防ぎ、安心して日常生活を送っていただけるよう、全力を尽くしてまいります。



小児運動器疾患指導管理料について

当院では、成長期にあるお子様の健全な発育を支えるため、小児の運動器疾患（骨・関節・筋肉などの病気やケガ、学校健診等での指摘、スポーツ障害など）に対する専門的な指導・管理体制を整えています。

厚生労働省が定める施設基準に基づき、以下の通り算定を行っております。

- ・対象となる患者様

20歳未満のお子様で、運動器疾患（脊柱側弯症、四肢の変形、成長に伴う痛み、スポーツによる運動器の障害など）に対して、継続的な指導・管理が必要と医師が判断した患者様。

- ・当院の体制

日本整形外科学会が認定する「整形外科専門医」が在籍しており、個々の状態に合わせた適切なリハビリテーション指導や、日常生活・スポーツ活動における専門的な管理を行っています。



自費料金一覧表

当院では、健康保険の療養に該当しない保険外負担の料金について、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。

品名	サイズ	1つあたりの料金(税込み)
三角巾	小 S	300 円
	中 M	400 円
	大 L	400 円
	LL	500 円
弾性包帯	2号	200 円
	3号	300 円
	4号	300 円
ギプスカバー		100 円
アームスリング		1300 円
		円
診察券再発行代 3回目以降		50 円
PFC-FD (片)		183000 円
PFC-FD (両)		366000 円
PFC-FD 検査代		15000 円
インソール		6000 円





個人情報の取り扱いについて

当院では、患者さんその他の関係者の個人情報につきまして、「個人情報保護に関する法令」及び個人情報委員会・厚生労働省が策定した「医療・介護 関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守して、個人の人格尊重の理念の下に、個人情報の保護を適切に取り扱います。

＜当院における個人情報の利用目的＞

■ 当院での医療サービスの提供

- ・ 他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護事業者等との連携
- ・ 他の医療機関等からの照会への回答
- ・ 診療のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
- ・ 検体検査業務等の委託、その他の業務委託
- ・ ご家族等への病状説明

■ 診療費請求のための事務

- ・ 当院での医療・介護
- ・ 労災保険、公費負担医療に関する事務及びその委託
- ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
- ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 公費負担医療に関する行政機関等へのレセプトの提出、照会への回答
- ・ その他、医療・介護・労災保険、及び公費負担医療に関する診療費請求のための利用

■ 当院の管理運営業務

- ・ 会計・経理
- ・ 医療事故等の報告
- ・ その他、当院の管理運営業務に関する利用

■ 企業等から委託を受けて行う健康診断等における結果の通知など

■ 医師賠償責任保険等に係る保険会社への相談など

■ 外部監査機関への情報提供

上記の利用目的については、お申し出がない場合は、同意をしていただいたものとして取り扱わせていただきます。

個人情報に関わるご相談等については、当院の受付までお申し出ください。

なお、ご本人のお申し出により同意及び留保はいつでも変更できます。

